

2013年7月11日



外国投資法に基づく進出 動向及び実務上の留意点

Kelvin Chia Partnership/Kelvin Chia Yangon Ltd

Cheah Swee-Gim パートナー/ディレクター

伴 真範

外国法弁護士

丸茂 修

コーポレート・アフェアーズ・ディレクター



目次



第1部 外国投資家による進出

1. 投資ルート
2. MIC承認会社の進出動向
3. 外資規制等

第2部 実務上の留意点

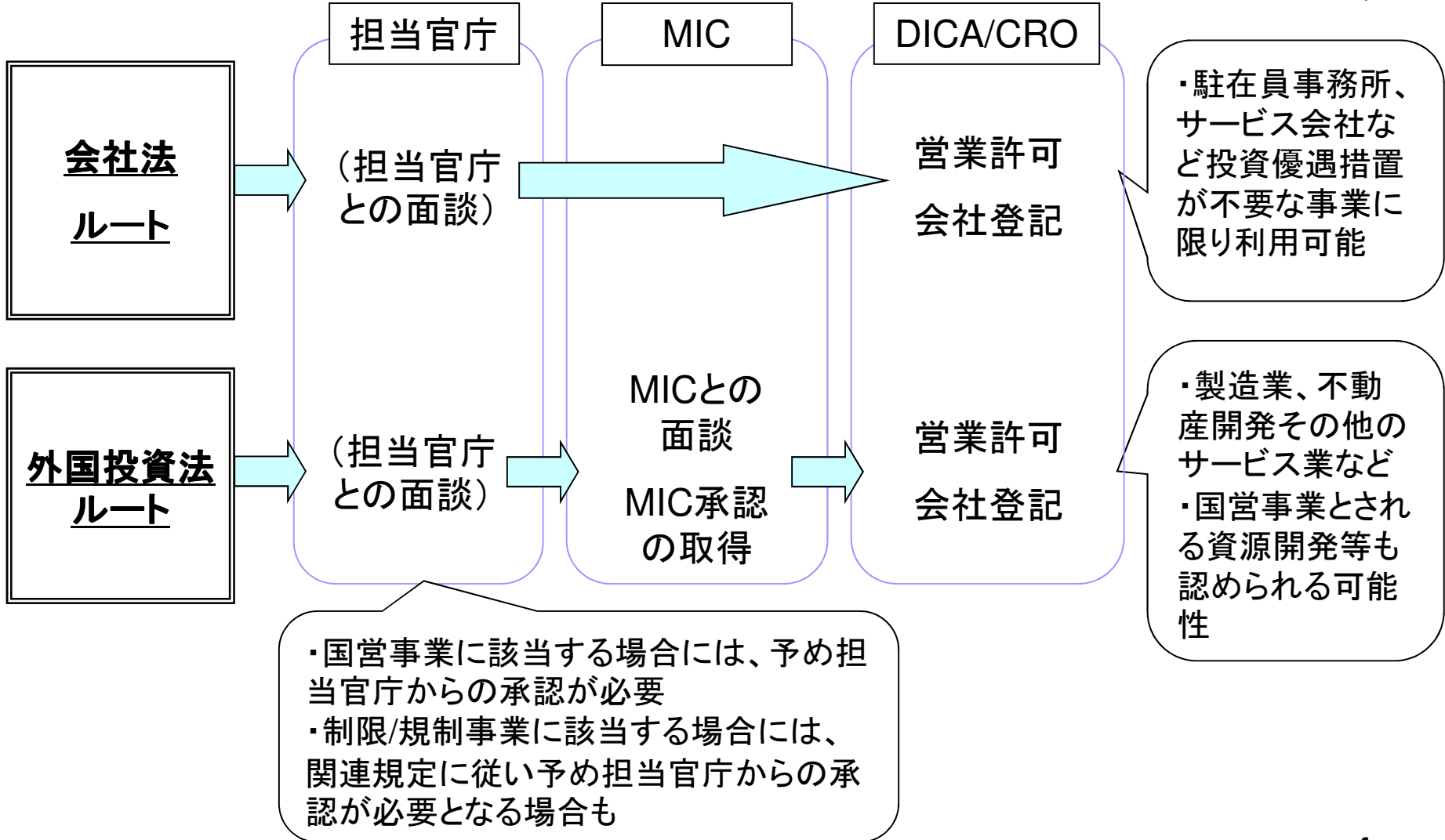
1. 投資ルートの選択
2. M&Aによる進出
3. 資金調達
4. JV組成時の留意点
5. 具体的事例(修理・整備業)



第1部 外国投資家による進出

1. 投資ルート
2. MIC承認会社の進出動向
3. 外資規制等

1. 投資ルート





2. MIC承認会社の進出動向

(1) 進出動向

- 2013年1月から6月までに承認されたMIC承認会社は、合計57社
- 製造業：44社
 - 縫製関連(くつ、スリッパ等を含む)：23社
 - その他、飲料、食品加工、自動車製造等
- 不動産開発：4社
 - ホテル、サービスアパート
- サービス：7社
 - 整備・修理業、IT・ソフトウェア関連、運輸等
- その他(資源、発電等)：2社
 - 石油・天然ガス開発、電力等



3. 外資規制等

(1) 外資法制

■ 国営企業法

- 12種類の国営事業
- 外資企業、内資企業にかかわらず、民間企業の参入が原則として禁止

■ 会社法

- 営業許可・会社登記

■ 外国投資法

- 投資承認が得られれば、税制優遇、不動産の長期利用、外貨送金保証等の投資優遇措置を受けることが可能
- 制限/規制業種に該当する場合、参入が禁止又は制限される

■ 経済特区法

3. 外資規制等

(1) 外資法制

■ 内資会社 (Myanmar Company)

- 会社の株式資本の全てをミャンマー国民が保有している会社、又は株式資本がない場合には、会社がミャンマー国民によって保有・支配されている会社をいう

■ 外資会社 (Foreign Company)

- 国内会社若しくはSpecial Company Act, 1950上の特別会社に該当しない会社、又はミャンマー国外で設立された会社でかつミャンマー国内に事業拠点を有する会社をいう
- 「外資会社」とは、基本的に、ひとりでも株主が外国人である株式会社、及び支店が該当する

Note: ノミニー・スキーム (外国人が実質的にコントロールする内資会社を設立すること) は違法



3. 外資規制等

(2) 国営企業法

- 次のスライドの12分野の事業は、国営企業法 (State-owned Economic Enterprises Law, 1989) により、国営事業とされる

- 外国投資家による国営事業への参加は次の事項が条件
 - ミャンマー資本とのJVや国営企業との共同投資がなされる場合
 - MIC承認の取得
 - 外国投資法及び施行細則において、参入要件等が規定される

3. 外資規制等



(2) 国営企業法

- i. チーク材の伐採及び販売
- ii. 個人消費用薪材を除く、森林の植林・保全
- iii. 原油・天然ガスの開発・採掘・販売及びこれらの生産
- iv. 真珠・ひすい・その他宝石の開発・採掘・輸出
- v. 政府指定する漁場での魚・えびの養殖
- vi. 郵便・通信事業
- vii. 航空・鉄道事業
- viii. 銀行・保険事業
- ix. ラジオ・テレビ放送事業
- x. 鉱石の開発・採掘・輸出
- xi. 法律が認める以外の電力供給事業
- xii. 安全・国防に係わる製品の製造

3. 外資規制等

(3) 会社法 - 営業許可・登記

- 外資会社は、営業許可 (Permit to Trade) の取得が必要
 - 「外資会社」とは、基本的に、ひとりでも株主が外国人である株式会社、及び支店が該当する
 - 営業許可取得後、登記手続き(書類の提出は同時)
- 担当機関
 - 投資企業管理局 (**DICA**: Directorate of Investment and Company Administration)
 - 会社登記室 (**CRO**: Companies Registration Office)
- 実務上の運用
 - 例えば、商業取引(ミャンマー市場において、商品等を販売する事業)は、外資会社に認められていない
- 仮営業許可・仮登記証
 - 営業許可・会社登記に関する必要書類の提出後、2週間程度で発行される
 - 仮営業許可・仮登記証の発行により、基本的な事業活動を開始することができる



3. 外資規制等

(4) 投資額に関する規制

- 駐在員事務所、支店、株式会社の場合の最低投資額
 - 会社法ルート(投資優遇措置等なし): US\$50,000
 - 外国投資法ルート(投資優遇措置等あり)
 - 製造: US\$500,000
 - サービス: US\$300,000

(5) 不動産規制

- 外資会社は、原則として1年以下の賃貸借のみ可能
 - 長期の不動産の利用のためには、外国投資法又は経済特区法による投資承認が必要
 - 外国投資法上、当初最大50年+2回の10年の更新の可能性



3. 外資規制等

(6) 輸出入業者登録・輸出入ライセンス

- 商業省貿易局 (Ministry of Commerce, Directorate of Trade) で輸出入業者の登録
 - 輸入業者登録は、従前は、①貿易業者及び②MIC承認会社に
限られていた
 - 本年7月から、会社法ルートของบริษัทにも開放された模様

- 輸出入の都度、輸出/輸入ライセンスが必要

3. 外資規制等

(7) 海外送金規制

- 当座取引送金 (Payments for Current Transactions) と資本取引送金 (Payments for Capital Transactions)
 - 当座取引送金については規制なし？
 - 当座勘定送金には、①貿易・サービスに関する支払い、②ローンの利息、その他の投資からの収益の支払、③ローン又は直接投資の分割償還金の送金、④家族のための生活資金の送金等が含まれる
 - 資本取引送金には中央銀行の許可が必要
 - 資本取引送金には、外国資本に関する元本、利息、収益/配当その他の支払いが含まれる。
- 外貨の決済は、公認ディーラーを介して行うことが必要
 - 中央銀行指令により、銀行(公認ディーラー)が国際決済を行う際には、MICまたは中央銀行の承認が必要とされている

第2部 実務上の留意点

1. 投資ルートを選択
2. M&Aによる進出
3. 資金調達
4. JV組成時の留意点
5. 具体的事例(修理・整備業)

1. 投資ルートを選択



主なメリット・投資優遇措置

税制優遇

- ・5年間のタックスホリデー(自動的に付与)
- ・関税等の減免、損失の繰延控除、加速減価償却等(個別の申請が必要)

国家保証

- ・国有化されないこと、十分な理由なくして承認事業の停止がされないこと、投下資本に関する支払の保証

土地の長期利用

- ・当初最大50年間(+2回の10年間の更新)のリース権

外貨送金保証

- ・外国投資家が権利を有する外貨、MICが認めた外貨、税金等を控除した利益や所得に関する外貨送金の保証

1. 投資ルートを選択



主なデメリット - 外国投資家の義務等

時間・コスト

- ・サービス: US\$300,000、製造: US\$500,000
- ・MIC承認の取得手続き

雇用・労務に関する義務

- ・熟練労働者等を国民から雇用する場合、原則として2年以内に25%、次の2年(当初から4年)以内に50%、さらに次の2年(当初から6年)以内に75%の割合で国民を雇用する義務
- ・非熟練労働者を国民のみから雇用する義務

保険付保義務

- ・機械保険、火災保険、海事保険、個人傷害保険

MICの監督

- ・3か月の業務報告、6か月ごとの社会保障費納入証明書の提出、毎年の監査済み会計書類・従業員教育計画の提出など

制限/規制事業

- ・制限/規制事業として定められている事業については、当該事業への参入が禁止、または一定の条件の遵守が必要

1. 投資ルートを選択

政府の方針

- 不動産開発
 - 外国投資法ルート
- 製造業
 - 外国投資法ルート
- 建設業
 - 会社法ルート？
- 商業取引(Trading)
 - 商業取引には、小売、卸売、貿易業、物流業など自ら製造を行わない販売等が含まれる
 - 会社法ルート、外国投資法ルートいずれも基本的に禁止
 - 外国投資法上のネガティブリストに定められる条件を具備されるた場合にのみ認められる可能性



2. M&Aによる進出

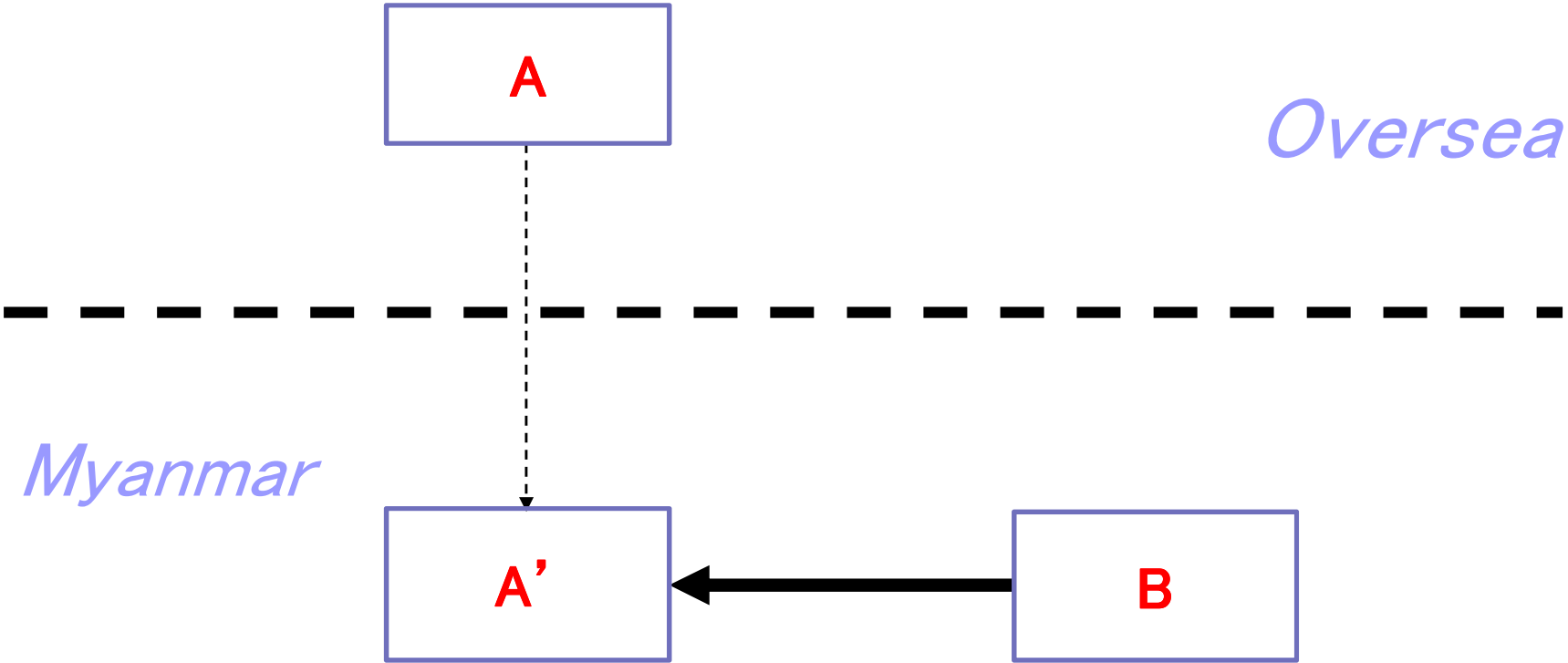
(1) 既存会社の株式の取得

- 外資会社の株式
 - 外国投資家も取得可能

- 内資会社の株式
 - 外国投資家は、基本的に取得不可
 - 定款、各種許認可等において、外国投資家への株式の譲渡が禁止されている

2. M&Aによる進出

(2) 事業譲渡



| | |
|------|-------------|
| 資本関係 | ← - - - - - |
| 物の動き | ← - - - - - |
| サービス | ← - - - - - |

2. M&Aによる進出



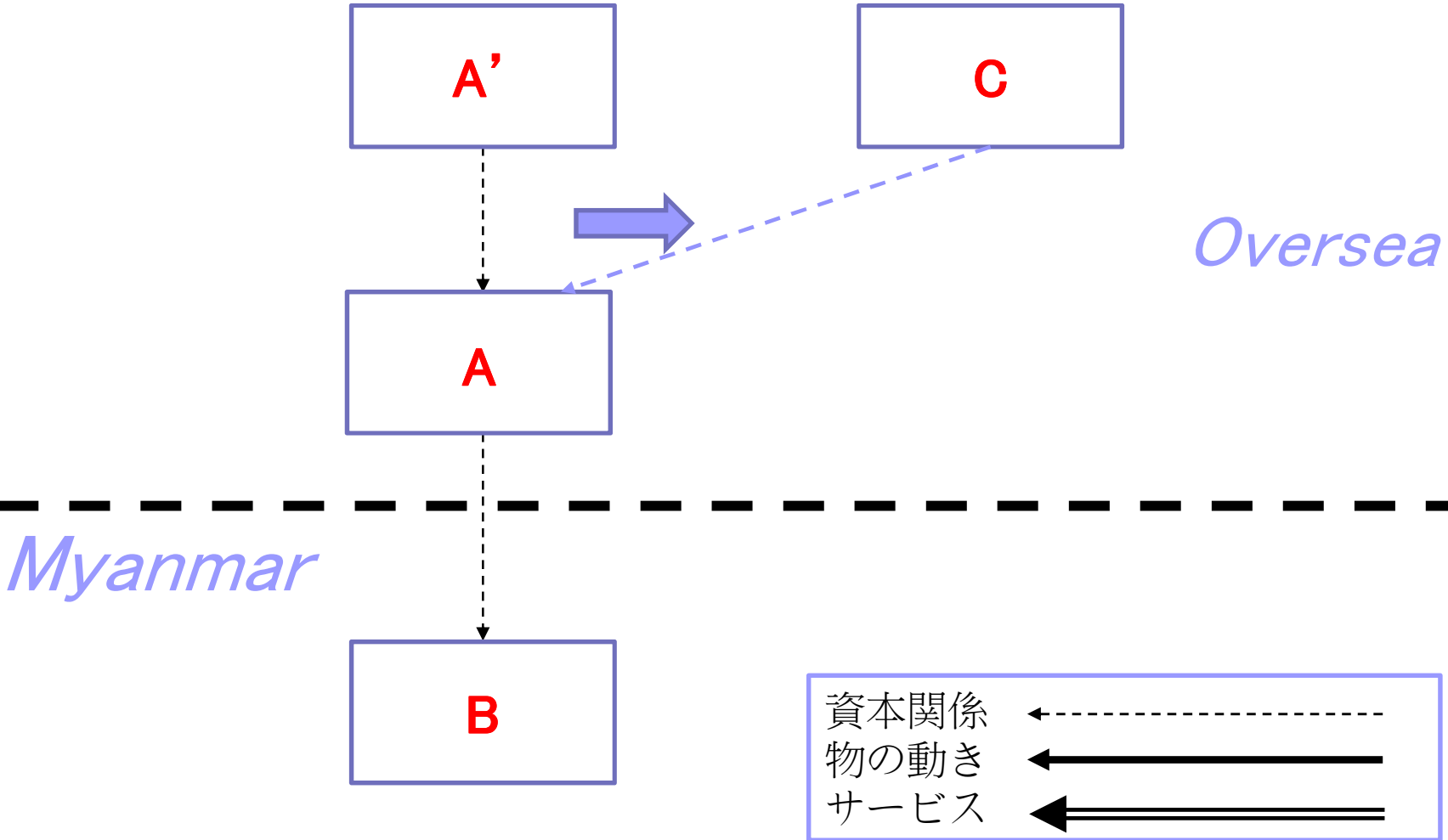
(2) 事業譲渡

■ 留意点

- 資産の特定
- キャピタルゲイン税
- 許認可等
- 契約の相手方からの同意
- 不動産上の権利

2. M&Aによる進出

(3) 親会社の株式の取得



3. 資金調達

資金調達の方法

■ 株主ローン

- 元利金の支払いは、外国投資法上の外貨送金に関する保証の対象外？
- 元利金の支払いには、MIC及び/又は中央銀行の承認が必要

■ オフショア銀行ローン

- 理論的には可能
- 担保の取得が困難、元利金の支払いが保証されていない

■ 国内銀行ローン

- 理論的には可能
- 通常土地の担保提供が要求されるが、外資会社は土地の保有が認められていない

■ 優先株

- 公開会社にのみ認められている
- 外資会社は、非公開会社としてのみ設立が認められる



4. JV組成時の留意点

(1) 実務上の留意点

■ 出資方法

- 出資割合の調整のため、株主ローンも検討される
- 不動産上のリース権の現物出資も多い
- 出資割合の調整には注意

■ 株主総会

- 議長がキャスティング・ボートを有する
- 特別決議・特殊決議は、議決権を有する出席株主の4分の3以上の賛成が必要
 - 商号の変更、事業目的の変更、清算の開始など

■ 配当方針

- 海外送金の実例が乏しいのが懸念点



4. JV組成時の留意点

(2) 仲裁条項

- 裁判制度については、中立性に疑義あり
- 仲裁制度を利用すべきか？
 - コストと中立性
- 2013年7月15日、ミャンマーは、正式にニューヨーク条約に加盟予定
 - ただし、ニューヨーク条約の国内適用に関する法律が未整備
 - 外国仲裁判断がミャンマーにおいて承認・執行されることが制度的に確保されていない

4. JV組成時の留意点

(2) 仲裁条項

■ 準拠法・使用言語

- 準拠法を定める包括的に規定する法律なし(なお、外国投資法43条)
- 契約相手がミャンマー企業の場合、契約の準拠法をシンガポール法、仲裁手続きの言語を英語とするもの
- ミャンマー法の適用が強制される契約については注意

■ 仲裁地

- ニューヨーク条約の国内適用に関する法律が未整備の現在は、国内仲裁を選択すべき?
- 外国投資法43条
- ニューヨーク条約の国内適用を見据えた対応

■ 仲裁人・審判人

- 仲裁人1名、又は仲裁人2名及び審判人1名が一般的
- 外国人が仲裁人、審判人となることも可能な模様



5. 具体的事例(修理・整備業)

(1) 政府の方針

- 政府の方針からは、会社法ルート、外国投資法ルートいずれも採用可能
 - 特に、投資優遇措置のない会社法ルートでは実務上の工夫が必要

(2) 商業取引規制

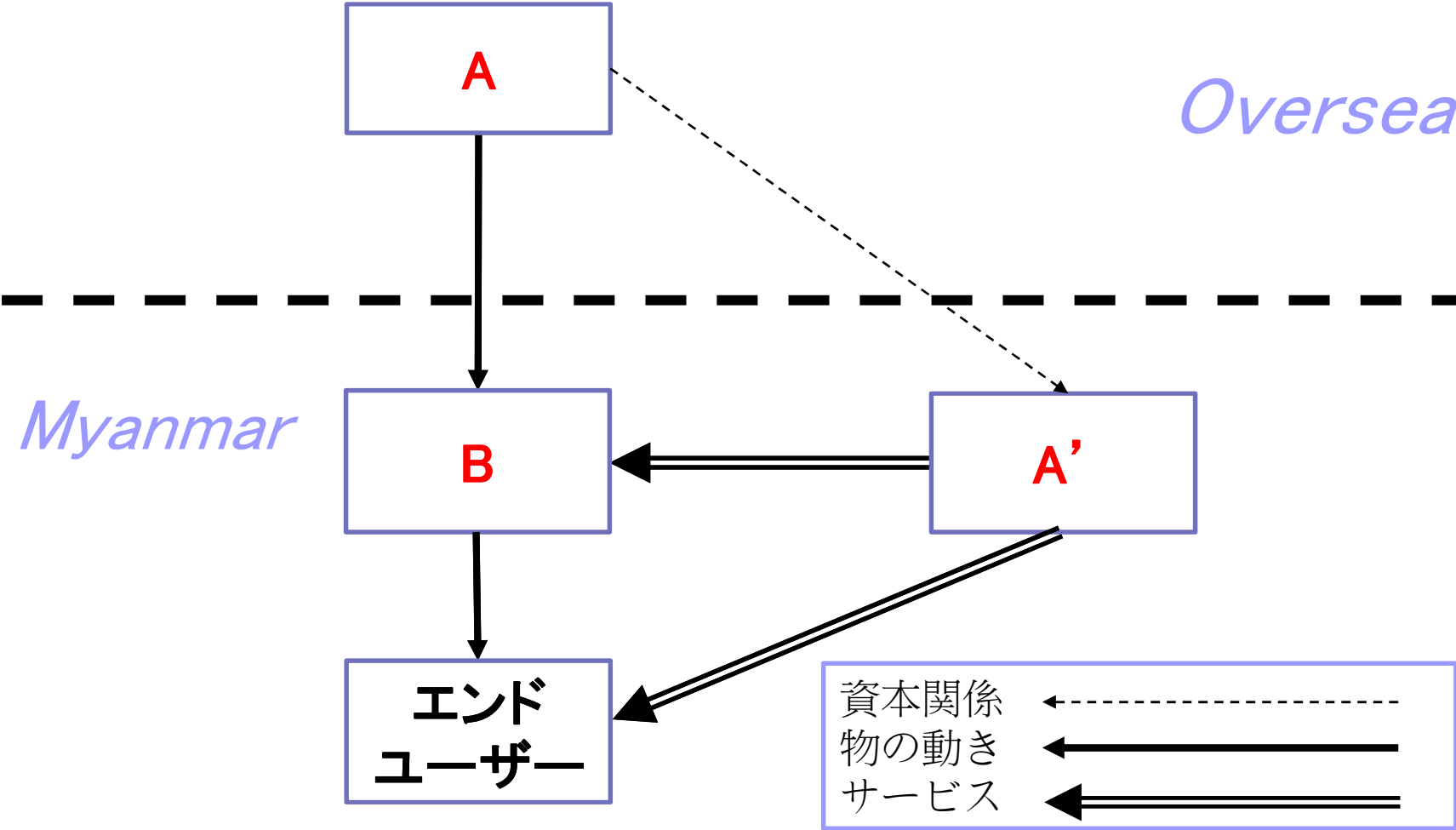
- スペアパーツ、部品等の販売が不可

Note: 輸入規制

- 従前は、内資会社かMIC承認会社のみ商品等の輸入が認められていたため、会社法ルートの外資会社は、ローカルパートナーを経由して部品等の輸入を行っていた
- 会社法ルートの外資会社も部品等の輸入が可能に
 - 商業取引規制は依然として課せられるため注意

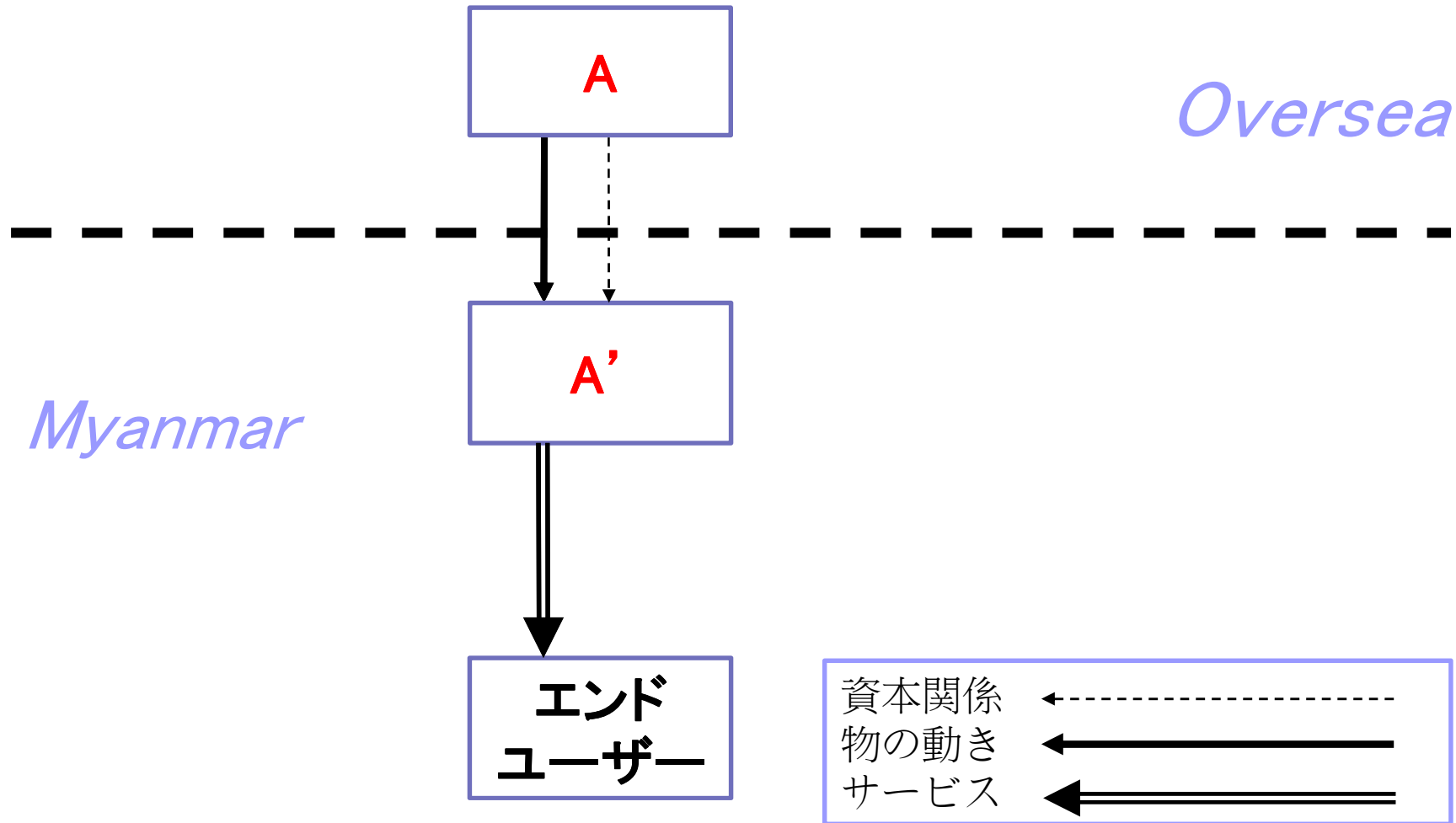
5. 具体的事例(修理・整備業)

(2) 商業取引規制



5. 具体的事例(修理・整備業)

(2) 商業取引規制



5. 具体的事例(修理・整備業)



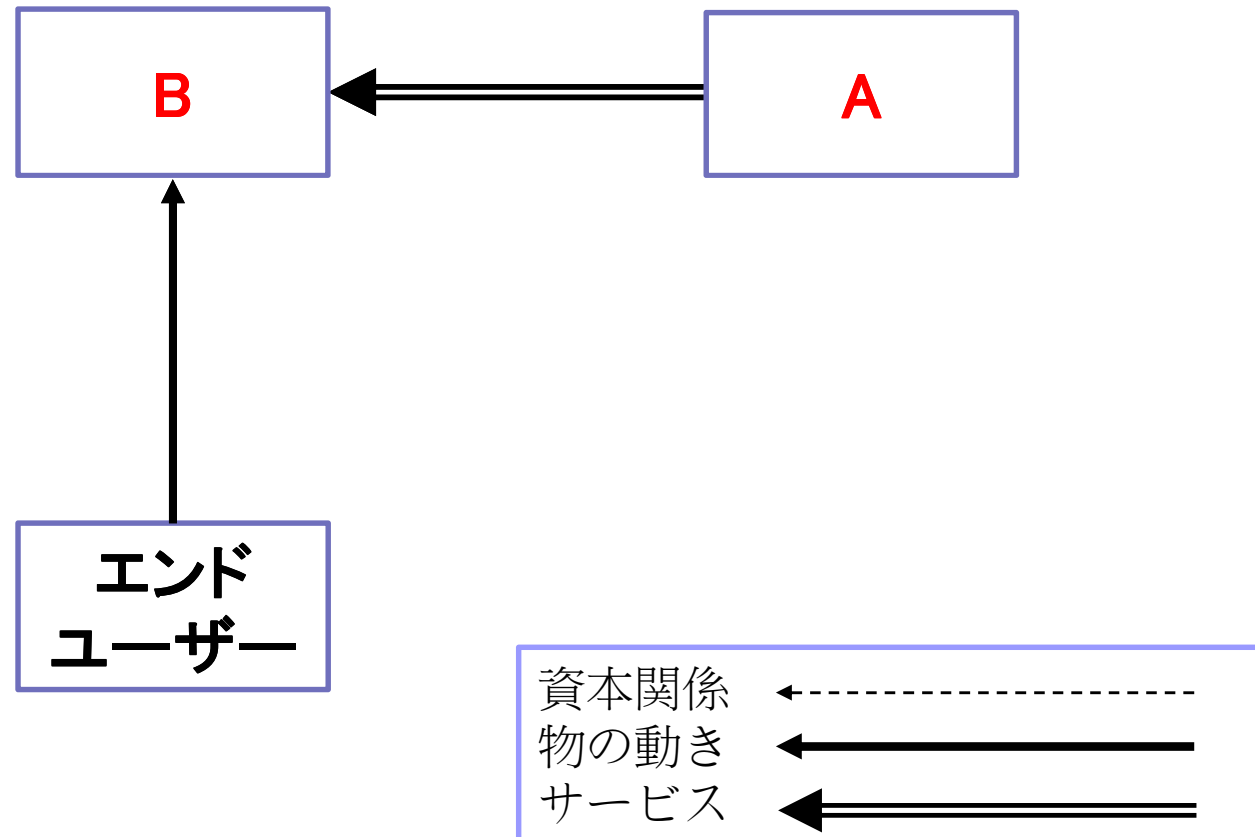
(3) リマニュファクチュアリング

- リマニュファクチュアリングとは、使用済みまたは壊れた部品等を回収し、オーバーホール、修理等を行い、当該部品等を新品同様のものとして販売・提供する事業
- 商業取引規制に注意.

5. 具体的事例(修理・整備業)

(3) リマニュファクチャリング

Myanmar



5. 具体的事例(修理・整備業)



(4) 不動産規制

- 1年以下のリースのみ
 - 整備工場の長期利用が確保できない

- 信頼できるローカルパートナーの確保が重要か

ご清聴いただきありがとうございました。



CHEAH Swee-Gim
(チア・スィーギム)

+95-1-255-399 (Yangon)
csg@kcyangon.com

伴 真範

+95-1-255-399 (Yangon)
ban.masanori@kcpartnership.com

丸茂 修

+65-6220-1911 (Singapore)
marumo.osamu@kcpartnership.com

本資料は、一般的な情報提供を紹介する目的で作成されたものにすぎず、専門家としての法的助言は含まれておりません。案件について個別に専門家からの助言を受けることなく本資料をもとに独自に判断されないようお願い致します。ケルビン・チア法律事務所は本資料に含まれる情報の正確性又は完全性について何ら保証するものではありません。また、ケルビン・チア法律事務所は、本資料に基づいて発生した損失・損害について法律によって認められる範囲内においていかなる責任も負いません。